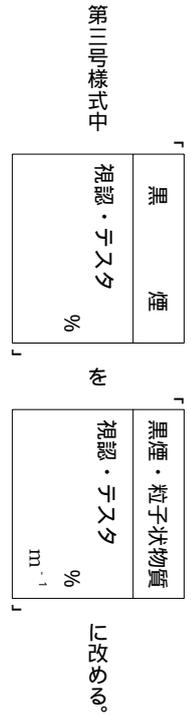


別表第七黒煙測定器の項の次に次のように加える。

オパシメータ	校正用フィルタ	測定器	分光光度計
--------	---------	-----	-------



附則

第一条 この省令は、平成十九年七月三十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中自動車整備士技能検定期則第六条第六項の改正規定 公布の日
- 二 第二条の規定 平成二十年八月一日

第二条 第一条の規定による改正後の自動車整備士技能検定期則別表の規定の適用については、平成二十年八月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

第三条の規定による改正後の指定自動車整備事業規則（以下「新指定事業規則」という。）別表第七の規定の適用については、平成十九年十二月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現に存する第三条の規定による改正前の指定自動車整備事業規則第三号様式による指定整備記録簿は、新指定事業規則別表第二の規定に基づき自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度を検査する場合を除き、新指定事業規則第三号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

告 示

○総務省告示第二百九十五号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成十九年五月十七日

総務大臣 菅 義偉

指定統計の名称 毎月勤労統計調査

調査票の使用目的 大阪市が「市民経済計算」において市民所得を推計するための基礎資料として雇用労働者の給与及び労働時間並びに雇用の実態及び変動を把握するため、同市に係る平成

十九年一月から平成二十一年十二月までの各月の毎月勤労統計調査地方調査票（第一種事業所用及び第二種事業所用）いずれも磁気媒体に転写分）から所要の事項を転写し、集計する。

総務大臣 菅 義偉

指定統計の名称 毎月勤労統計調査

調査票の使用目的 厚生労働省が、最低賃金審議会における審議の基礎資料として、一人以上四人以下の常用労働者を雇用する事業所の労働者について一時間当たり決まって支給する現金給与の分布の実態を把握するため、平成十八年の毎月勤労統計調査特別調査票（電磁的記録媒体に転写分）から所要の事項を転写し、集計する。

○総務省告示第二百九十七号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成十九年五月十七日

総務大臣 菅 義偉

指定統計の名称 法人土地基本統計

調査票の使用目的 国土交通省が、地域における産業の状況を分析するための基礎資料として大企業の土地保有状況を把握するため、平成十五年の法人土地基本調査調査票A（磁気媒体に転写分）から所要の事項を転写し、集計する。

調査票の使用目的 国土交通省が、地域整備局企画課の地域整備担当職員及び都市・地域整備局企画課の地域整備担当職員並びに同省から集計業務を受託した株式会社SR

C総合研究所代表取締役 越智昌之

○総務省告示第二百九十八号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成十九年五月十七日

総務大臣 菅 義偉

指定統計の名称 牛乳乳製品統計及び作物統計

調査票の使用目的 農林水産省が、調査員調査等の精度維持のためのフォローアップ調査事業の一環として牛乳乳製品統計調査及び作物統計調査の事後調査を行い、調査員調査による調査結果との間の調査誤差を把握し分析するため、平成十九年の別表に掲げる調査票から所要の事項を閲覧し、転写する。

調査票の使用目的 農林水産省地方農政局統計・情報センター及び地方農政事務所統計・情報センター並びに北海道農政事務所統計・情報センターの流通消費統計担当職員及び生産統計担当職員、同省から業務を受託した社団法人全国農林統計協会連合会の事後調査業務担当職員並びに同連合会から業務を受託した財団法人農林統計協会システム部の「調査員調査等の精度維持のためのフォローアップ調査事業」担当職員

調査票の使用目的 農林水産省地方農政局統計・情報センター及び地方農政事務所統計・情報センター並びに北海道農政事務所統計・情報センターの流通消費統計担当職員及び生産統計担当職員、同省から業務を受託した社団法人全国農林統計協会連合会の事後調査業務担当職員並びに同連合会から業務を受託した財団法人農林統計協会システム部の「調査員調査等の精度維持のためのフォローアップ調査事業」担当職員

別表

調査名	調査票	地域
牛乳乳製品統計調査	基礎調査票	北海道、山形県、群馬県、千葉県、長野県、富山県、岐阜県、愛知県、滋賀県、福井県、岡山県、福岡県、熊本県
作物統計調査	面積調査票 測調査票	全国（沖縄県を除く）

○総務省告示第二百九十九号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成十九年五月十七日

総務大臣 菅 義偉

指定統計の名称 建築着工統計

調査票の使用目的 国土交通省が、建築物の単位面積当たりのコストの公表方法を検討するための基礎資料として建築物の地域別及び特性別の単位面積当たりのコスト、分布及び経年的変化を把握し分析するため、昭和五十九年四月から平成十九年三月までの各月分の建築着工統計調査建築着工統計調査票（いずれも磁気媒体に転写分）から所要の事項を転写し、集計する。

調査票の使用目的 国土交通省総合政策局情報管理部建設調査統計課統計調整係及び建築統計係の職員

調査票の使用目的 国土交通省総合政策局情報管理部建設調査統計課統計調整係及び建築統計係の職員